

薬物依存症の治療・支援体制の整備に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十二年十一月十一日

浜田 昌良

参議院議長 西岡 武夫殿

薬物依存症の治療・支援体制の整備に関する質問主意書

薬物依存症の治療・支援体制の整備に関して、以下のとおり質問する。

- 一 「薬物依存症の治療・支援体制の整備に関する質問主意書」(第一七三回国会質問第一九号。平成二十一年十一月九日提出)に対する答弁書(内閣参質一七三第一九号。平成二十一年十一月十七日)において、「これまでの薬物対策については、薬物の不適正使用・有害使用の防止に重点が置かれ、依存症に対する治療的な視点が乏しく、依存症患者が治療・支援を受けにくい状況が生み出されてきたと認識しており、このような状況の改善を図るため、これまでの精神科病院等及び民間のリハビリ施設等における依存症患者に対する治療・支援の効果を検証しつつ、依存症患者に対する治療・支援体制の充実に努めてまいりたい」との答弁であった。その後の検証の状況を示されたい。また、今後の取組方針について政府の見解如何。

- 二 同答弁書において、薬物依存症に悩みつつも、医療機関への入院はしていない人々、いわゆる急性期は脱したものリハビリを続ける人々への医療を含めた支援体制について、「地域依存症対策推進モデル事業の活用も含めた支援の拡充に努めてまいりたい」との答弁であった。その後の活用状況如何。

右質問する。

